平成２２年（フ）第８６６号
熊本市薄場１丁目11番65号
債務者　松永　哲郎
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８９２号
熊本市九品寺１丁目11番29号　トーカンキャステール九品寺605号
債務者　羽野　聖人
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９００号
熊本市本荘町769番地１　橋出団地１―202号
債務者　西野　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９０４号
熊本市八景水谷３丁目14番３号
債務者　小脇　良子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９７２号
熊本県上益城郡甲佐町大字緑町50番地
債務者　津方　鶴喜
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３２号
群馬県桐生市広沢町２丁目3126番地の２　市営38号
債務者　渡辺奈津子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第５７号
千葉県鴨川市大里207番地の１
債務者　三浦　竜彦
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３３９号
長野県塩尻市大門八番町２番11号
債務者　松村　雅代
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１８５４号
京都府宇治市大久保町大竹48番地　コーポ南城園103号
債務者　スナックノマンこと　砂川　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１０号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地11―308
債務者　岸田　雅人
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３０号
京都市中京区堺町通御池下る丸木材木町671番地　エクレーヌ御池406号
債務者　宮本　喜弘
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３１号
京都市伏見区川東町14番地３　丹波橋日光ハイツ100号
債務者　泉商会こと　伊藤　忠詩
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３１号
京都府宇治市五ケ庄寺界道80番地
債務者　純神戸牛さわたりこと　佐渡　勝
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３２号
京都府宇治市五ケ庄寺界道80番地
債務者　佐渡　治美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1702番地
債務者　村上　順子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３３号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地５　町営住宅大谷団地31号
債務者　澤　佐智恵
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
広島県呉市焼山松ヶ丘２丁目９番11号
債務者　香川　雅幸
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２０８号
広島県呉市広中新開１丁目５番18号
債務者　祖田　知之
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所呉支部